

兵庫県立大学研究倫理指針

平成 18 年 5 月 24 日評議会決定

1 基本的な考え方

兵庫県立大学は、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視した教育と研究を推進し、地域社会や国際社会に貢献しうる人間性豊かな人材を育てるとともに、兵庫の地における総合的な「知の拠点」として先導的・独創的な研究を展開し、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、世界・人類の幸せに貢献することを大学設置における重要な使命としている。

この使命を遂行していく上で、研究者各人は高度な倫理的規範を保持し、社会の厚い信頼を得ることが必要不可欠である。

本指針は、本学の研究が社会からの信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規準を定めたものである。

2 適用対象者

この指針の適用対象者は、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学部・大学院学生並びに本学で研究活動を行う客員研究員及び研修員等（以下総称して「研究者」という。）とする。

3 研究者の責務

3 - 1 基本的事項

- 3 - 1 - 1 研究者は、本学の使命の実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。
- 3 - 1 - 2 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 - 1 - 3 研究者は、我が国の法令及び本学の諸規程、規則等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。
- 3 - 1 - 4 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つようしなければならない。
- 3 - 1 - 5 研究者は、専門的知識をいたずらに過信することなく、常に自らの行動や発言を律するよう努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚しなければならない。
- 3 - 1 - 6 研究者は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。
- 3 - 1 - 7 研究者は、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、教員は、学部・大学院学生が研究活動に加わるときは、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。

3 - 2 研究計画の立案・実施

- 3 - 2 - 1 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。他者の独創性・新規性は、尊重しなければならない。
- 3 - 2 - 2 研究者は、研究成果の公表に当たっては、研究方法等を他の研究者から追試、検証できるようできるだけ具体的に提示しなければならない。
- 3 - 2 - 3 研究者は、研究途中であっても、当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、その研究を続行するかどうかについて慎重に検討しなければならない。

3 - 3 研究における協力者の意思の尊重（インフォームド・コンセント）

- 3 - 3 - 1 研究者が、人の思想信条、財産状況、社会環境や心身の状況等の個人に関する情報・データの提供を受けて研究を行うときは、当該情報・データを提供する人（以下「協力者」という。）に対して研究の目的・意義、収集方法や利用方法等について、協力者が被る可能性のある不利益や不快な状態及びインフォームド・コンセントの手続き等について十分説明しなければならない。
- 3 - 3 - 2 研究者は、協力者に対し、不利益を受けることなくいつでも研究への協力を中止又は協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。
- 3 - 3 - 3 研究者は、協力者が上記の事柄を理解したことを確認した上で、自由意思により同意した旨を、原則として文書で確認しなければならない。
- 3 - 3 - 4 協力者が社会的又は医学的な理由等により、本人からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合には、研究者は、当該協力者が研究を実施する上で必要不可欠であることについて、関係学部・研究科等が設置する研究倫理委員会の承認を得たときに限り、代諾者等（当該協力者の法定代理人又は配偶者、成人の子、父母等協力者の意思及び利益を代弁できると考えられる者をいう。）からインフォームド・コンセントを受けられることができる。
- 3 - 3 - 5 上記3 - 3 - 1 から3 - 3 - 3 については、協力者が組織、団体等の場合についても同様とする。

3 - 4 資料・データ等の適切な方法による収集・管理

- 3 - 4 - 1 研究者は、資料やデータ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。
- 3 - 4 - 2 研究者は、収集・作成した資料やデータ等の記録は適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。但し、個人に関する情報・データについては、協力者との合意を得た期間とする。
- 3 - 4 - 3 研究記録は、研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な記録書であり、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。

3 - 5 個人情報保護

- 3 - 5 - 1 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであり、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等その適正な取り扱いに努めなければならない。
- 3 - 5 - 2 研究者は、協力者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。
- 3 - 5 - 3 研究者は、研究の推進上協力者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。
- 3 - 5 - 4 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

3 - 6 研究機器・薬品等の安全管理

- 3 - 6 - 1 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品及び各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- 3 - 6 - 2 研究者は、研究実験の過程で生じた残滓物、廃棄物及び使用済みの薬品・材料等については、責任を持って最終処理しなければならない。

3 - 7 研究の透明性の確保

研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、協力者等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。

3 - 8 研究成果の公表

- 3 - 8 - 1 研究者は、特許権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。
- 3 - 8 - 2 研究者は、研究成果の公表に当たっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。また、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。

3 - 9 著者・共著者の考え方

研究結果の公表に当たっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

3 - 10 研究費の適切な管理

- 3 - 10 - 1 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを深く

認識し、研究費の適正な使用・管理に努めなければならない。

3 - 1 0 - 2 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、県の財務規則、当該補助金等の使用規則等を遵守しなければならない。

3 - 1 0 - 3 研究費に関する証拠書類等については、県の財務規則等に基づき所定の期間、適切に管理・保存しなければならない。

3 - 1 1 他者の業績評価における留意事項

3 - 1 1 - 1 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。

3 - 1 1 - 2 研究者が審査員として他の研究者の業績評価を行うときは、評価に恣意的な観点を混入してはならない。また、求められている評価が自己の能力を超えていたり、利害関係があるため公正な評価が困難であると判断するときは、審査員を辞退すべきである。

4 兵庫県立大学の責務

4 - 1 啓発・研修の実施

大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。

4 - 2 兵庫県立大学研究倫理委員会の設置

4 - 2 - 1 本指針の運用に関する事項の審議及び違反行為に関する事実関係の調査等の適切な対応を行うため、副学長のうち学長が指名した者を委員長とする兵庫県立大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4 - 2 - 2 委員会に関する事項は、別に定める。

4 - 3 本指針に違反する行為の通報及び調査

4 - 3 - 1 本指針に違反する行為が行われていることを知った者及び当該違反行為により不利益又は不公正な取り扱いを受けている者は、関係証拠書類等を添付し、その旨、委員会の委員長（以下「委員長」という。）に通報するものとする。この場合、委員長及び調査関係者は、当該通報者に不利益が生じないよう十分注意しなければならない。

4 - 3 - 2 委員長は、当該通報内容を精査し、必要に応じて関係する研究分野の学内の専門家の協力を得て、予備調査を実施する。

4 - 3 - 3 委員長は、上記予備調査の結果を学長に報告し、学長が本調査の必要を認めるときは、速やかに委員会で本調査を行うものとする。

4 - 3 - 4 委員長又は委員会は、調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、関係者に次の必要な措置を取ることを要請することができる。

・疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）の当該調査に係る利害関係者との接触の禁止

- ・ 調査対象者の所属研究室などの一時閉鎖
- ・ 調査に係る物品、資料の確保
- ・ その他必要な措置

4 - 3 - 5 調査対象者は、上記調査に対し誠実に対応しなければならない。

4 - 3 - 6 委員会は、調査の過程で必ず調査対象者の弁明を聞かなければならない。

4 - 3 - 7 委員会は、調査関係者にその調査結果を報告するとともに、原則としてその概要を公表するものとする。

4 - 3 - 8 調査対象者は、委員会の調査結果に不服があるときは、その報告を受けた日から起算して 2 週間以内に、委員会に対して不服申し立てを行うことができる。

4 - 4 本指針に違反する行為者等への対応

4 - 4 - 1 学長は、委員会の調査結果により不正行為が認定された者（以下「不正行為認定者」という。）について、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）に規定する手続きに基づき懲戒処分を知事に申し出るものとする。

4 - 4 - 2 学長は、不正行為認定者が既に支出した研究費のうち、適切でないと認められる支出分については返還を求めるほか、当該不正行為認定者に対しては学長が指定する期間、内外の競争的研究資金を含む研究費の使用を禁止するものとする（研究機器の維持管理費は除く。）。

4 - 4 - 3 学長は、十分な根拠もなく、専ら調査対象の研究者を陥れる目的で通報を行った者について、教育公務員特例法に規定する手続きに基づき懲戒処分を知事に申し出るものとする。

5 事務

この指針に関する事務は、事務局総務課が行う。

6 補則

この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。